

体験型観光コンテンツ開発等事業補助金

地域の魅力の発信を通じた観光の振興を図るため、体験型観光コンテンツの開発及び改良に関する事業に取り組む方に対して補助金を交付します。

補助対象者

個人または法人もしくは団体とし、以下の全てに該当する方が対象です。

- 市内に住所または事務所、店舗もしくは事業所を有すること。
- 市税を滞納していないこと。
- すでに補助金の交付を受けた事業または当該事業と同様の内容と認められる事業でないこと。
- 個人または法人もしくは団体の代表者もしくは役員が、暴力団の構成員でないこと。

補助対象事業

以下の全てを満たす事業が対象です。

- 本市の区域内において行われる事業であること。
- 単なる施設整備、イベントの実施または情報発信を目的とした事業ではないこと。
- 事業の目的、内容及び効果が補助金の目的を達成するものであること。
- 翌年度以降も事業の継続が見込まれるものであること。
- 行政庁等の許可・認可等が必要な場合は、当該許可・認可等を受けられることが確実に見込まれる事業であること。

補助対象経費

備品購入費、消耗品費、印刷製本費、委託料、その他市長が必要と認める経費

補助金の額

補助対象経費の3分の2以内の額（上限20万円）

※千円未満の端数切捨て。

実施効果の報告

補助金の交付を受けたときは、原則として当該事業の完了した日の属する会計年度の終了後2年間、毎会計年度終了後30日以内に、その実施効果の報告を行うことが必要です。

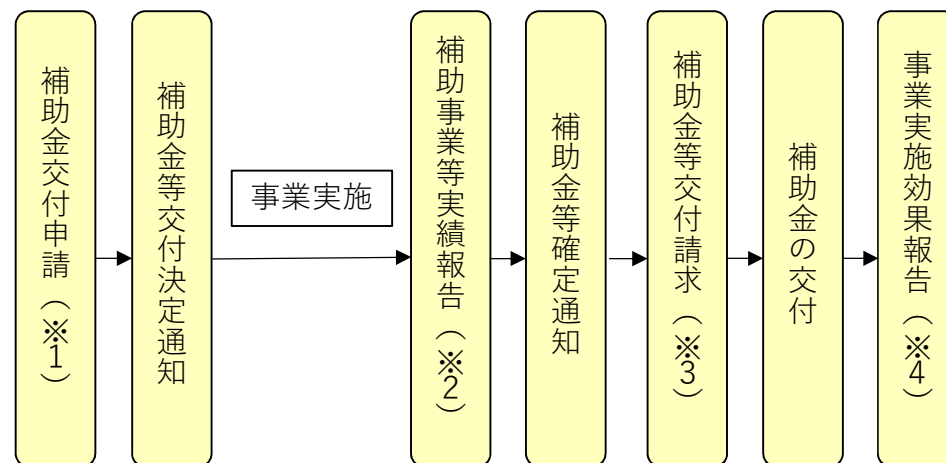
対象事業の例

- サーフィン、カヤックなどマリンスポーツ体験事業
- 農産物、海産物などの収穫体験事業
- 加工品、工芸品などの製造・製作体験事業など

※上記は、体験型観光の一例です。補助金申請を検討される方は、本市と連携協定を結んだ「株式会社ガイアックス」が運営する「aini（アイニ）」のホームページを参考にしてください。

「aini」のホームページURL：<https://helloaini.com/>

補助金交付の流れ



- ※1 事業の実施前に申請書を提出してください。
- ※2 事業が完了したとき、ただちに提出してください。
- ※3 確定通知書を受領後に提出してください。
- ※4 補助金交付の翌年度から2年間は提出する必要があります。

申請・問合せ先

阿久根市商工観光課観光推進係
電話 0996-73-1114